

(お知らせ)

令和5年12月15日
防 衛 省

自衛隊専用車両の売払いに関する調査の結果等について

本年3月以降、防衛省・自衛隊から売り払われた高機動車の可能性がある車両が国内外の市中に存在するとの指摘があったことから、防衛装備庁を中心として、事実関係の調査を行ってまいりましたところ、今般、その調査結果及び再発防止策を別添のとおりとりまとめましたので、お知らせします。

また、株式会社栄興業（法人番号6200001009948）及び株式会社JTカンパニー（法人番号1010401110750）については、契約違反行為の事実が確認されたため、当省としては、当該2社を契約の相手方とすることは不適當であると認め、本日、株式会社栄興業については、令和5年12月15日（金）から令和6年9月14日（土）までの9か月間、株式会社JTカンパニーについては、令和5年12月15日（金）から令和6年4月14日（日）までの4か月間、指名停止の措置をとることとしたので、併せてお知らせします。

防衛省におきましては、不用決定した自衛隊専用車両の売り払い契約の適正な履行が徹底されるよう取り組んでまいります。

(別添資料)

自衛隊専用車両の売払いに関する調査の結果等について

自衛隊専用車両の売払いに関する 調査の結果等について

1. 経緯

- 高機動車等の自衛隊専用車両は、車両の素材や性能については同系統の民間車両と基本的に同じ車両であり、民間車両と仕様の異なる管制灯火（民間車両にはない特有のライト）等を破壊する等の事前措置を講じた上で、業者に売払い、自動車リサイクル法に基づき処理するよう引き渡し。
- 高機動車等の自衛隊専用車両の売払いについては、これまでも外観の似た車両や部品の転売等の情報があり、契約の適正履行を確保するため、特に保有台数の多い陸上自衛隊において累次対策を強化。
- 令和5年3月以降、自衛隊の高機動車の可能性がある車両が国内外の市中に存在すると複数の指摘があり、本年4月以降、防衛装備庁を中心として、自衛隊専用車両の売払いに関して3自衛隊における事実関係等を調査し、今般、その調査結果と再発防止強化策をとりまとめ。

2. 調査結果と原因

(1) 調査結果

- 平成30年4月から令和5年3月までの間に売払った自衛隊専用車両については、事業者から転売の申告なし。
- 部隊は、原則として解体・破砕への立会を実施せず、当該期間中の売払いのうち契約で解体・破砕証明書（写真添付）を義務付けた案件について解体等の実施を書面確認。また一部の事業者は証明書を未提出。
- 自衛隊専用車両の解体・破砕が不十分でかつ転売禁止部位を含む転売の企図を把握。
- 平成30年8月以前に売払われたとみられる高機動車について、適切に解体・破砕がなされないまま国内で流出した事例（自動車登録なし）及びフィリピンから再輸入され、国内で自動車登録されている事例を国内の実地調査で複数確認。
- フィリピンで実施した実地調査において、高機動車を含めた複数車種の自衛隊専用車両が日本国内での不十分な解体・破砕後に現地で再生され、販売されていることを確認。

(2) 原因

ア 契約の履行確保が不十分

- 3自衛隊ともに、再生を困難とするレベルの解体・破砕を業者に要求するための共通かつ明確な基準なし。
- 海上自衛隊・航空自衛隊は、材料として売払いをする目的以外での転売を禁止する旨の記載はあるものの、外装部等の転売禁止部位は特に定めず。また、航空自衛隊の一部基地では、目視確認等、解体・破砕証明書に依らない確認を実施。
- 解体・破砕証明書による確認は、特に添付写真の鮮明さ等の確保や使い回し・画像加工の防止の点で限界があり、意図的な欺罔行為に対し脆弱。

イ 契約違反の追及が不十分

- 解体・破砕証明書の未提出等の履行遅滞や契約違反に対する督促・追及が不十分。
- 転売禁止部位が転売された可能性等の情報を得ても、契約相手方から任意の協力が得られない限り、転売先等の情報を追跡・確認できず。

2. 調査結果と原因

(3) 留意事項

- 売払われた車両が管制灯火等の「軍専用設計部位」が全て破壊又は取外しされている場合は外為法上の「軍用車両」に該当しないことから、外為法上の輸出許可は不要。
- 自動車リサイクル法では、解体した自動車を、製品の原材料として利用するものとして輸出することは可能。
- 安全・環境の基準を満たしていること、所有権を有していること等道路運送車両法上の要件を満たした場合には、自動車登録を実施。

3. 再発防止策等

(1) 売払い要領の改善

事務次官通達等により、自衛隊専用車両の売払い要領と仕様について3自衛隊共通の基準を設け、各自衛隊は売払い契約の仕様書に規定。

- ・ 転売禁止部位の特定及び転売禁止の明記
- ・ 解体・破砕の共通基準
- ・ 外装部等の解体を自衛隊の施設内で実施。やむを得ない場合は、業者の作業場に隊員を派遣して立会
- ・ 契約相手方は、下請負者及び解体自動車（廃車ガラ）等の売却先を報告

(2) 関係省庁等との連携強化

- 再発防止策を実施する中で関係法令の違反のおそれを把握した場合、関係省庁等と連携して対応する等、一層緊密に協力。

(3) その他の措置

- 解体・破砕を適切に行わなかったほか、転売禁止部位の輸出を試みる等の契約違反を行った事業者1社を、9か月の指名停止措置。解体・破砕証明書の提出を著しく怠る契約違反を行った事業者1社を、4か月の指名停止措置。
- 解体・破砕証明書の確実な提出を確保するため、契約相手方に、解体・破砕証明書を履行期限を超えて未提出の状態にある者でないことを要求。